

39 定 *写

寛文5年(1665年)7月11日

40 条々 *写

寛文5年(1665年)7月11日

江戸幕府が仏教の諸宗派・寺院・僧侶の共通統制を目的として定めた諸宗寺院法度の写です。4代將軍徳川家綱の朱印状の形式がとられた「定」9か条と、老中連署の下知状の形式がとられた「条々」5か条から成ります。家康以来、各宗派ごとに定めていた寺院法度を集大成したもので、宗学儀礼の奨励、本寺・末寺関係の確立、徒党の禁止、僧侶の階級厳守、住職の任命方法など、内容は多岐にわたります。

神戸金貴家文書 P8213 No.8346・8345

定

一 諸宗法式と相乱る者不行儀の輩も有る事

一 本末の規式と亂之輩能為なる事

一 檀越の輩能為何寺の僧侶に任ずべし、僧侶方より相争うべからざる事

一 徒党を結び、鬪諍を企て、不似合の事業仕るべからざる事

一 佛法に背くの輩到来の節、その届有るに於いては、異儀無く之を返すべき事

一 寺院仏閣修覆の時、美麗に及ぶべからざる事

一 寺領一切之を賣買すべからず、並びに質物に入るべからざる事

一、由緒無き者弟子の望有りと雖も、猥りに出家せしむるべからず、若し抛無き子細之有るに於いては、その所の領主・代官へ相断わり、其の意に任すべき事

右の条、諸宗ともに之を堅くを守るべし、この外先判の条數、弥之に相背くべからず、若し違犯するに於ては、科の輕重に随い之を沙汰すべし、猶下知状に載するもの也

寛文五年七月十一日

寛文五年七月十一日

寛文五年七月十一日

寛文五年七月十一日

【39】 定

〔読み下し文〕

(P8213 神戸金貴家文書 No.8346)

定

一、諸宗法式相乱るべからず、若し不行儀の輩これあるに於いては、急度沙汰に及ぶべき事

一、一宗の法式を存せざるの僧侶、寺院住持たるべからざる事、附、新儀を立て、奇怪の法を説くべからざる事

一、本末の規式之亂るべからず、縦い本寺たると雖も、末寺に対して理不尽の沙汰あるべからざる事

一、檀越の輩、何寺たりと雖も、その心に任すべし、僧侶方より相争うべからざる事

一、徒党を結び、鬪諍を企て、不似合の事業仕るべからざる事

一、佛法に背くの輩到来の節、その届有るに於いては、異儀無く之を返すべき事

一、寺院仏閣修覆の時、美麗に及ぶべからざる事

一、寺領一切これを賣買すべからず、並びに質物に入るべからざる事

一、由緒無き者弟子の望有りと雖も、猥りに出家せしむるべからず、若し抛無き子細之有るに於いては、その所の領主・代官へ相断わり、其の意に任すべき事

右の条、諸宗ともに之を堅くを守るべし、この外先判の条數、弥之に相背くべからず、若し違犯するに於ては、科の輕重に随い之を沙汰すべし、猶下知状に載するもの也

寛文五年七月十一日

一 僧侶之衣鉢えたい應おぼ之お金際かねさい一若も之も美
 佛事作法ぶつじさほう之の儀式ぎしき檀那だんな相應さうおう之の相應さうおう
 檀だんな之の事こと
 一 檀方だんかた建立だんかた由緒よし之の有あ之の寺院じやういん住職ぢゆうしやく之の儀ぎ
 式しき檀那だんな之の望のぞむむと雖いも、相さう應おうにに輕かろくく仕つかまるまるべき事こと
 一 檀方だんかた建立だんかた由緒よし之の有あ之の寺院じやういん住職ぢゆうしやくの儀ぎは、其そのの檀那だんなに計はかりたるの条じょう
 一 金銀きんぎんを以もつて後住ごぢゆうの契約けいぎやく致いたすべからざる事こと
 一 在家けしやを借かり仏壇ぶつだんを構かえ利用りようを求もとむべからざる事こと
 一 他人たにんは勿論もちろん、親類しんるいの好この之の有あると雖いも、寺院坊人じやういんぼうじんは、女人にょにん之の
 相あ抱あえ置おくべからず、但ただし有来妻帯ありまきは、各おの別のたるべき事こと
 一 右條々みぎじょうじょう之の相守あ守まもるべし、若もし違犯いひはんに於おいては、科しの輕重けいちゆうに随したがい御沙ごさ
 汰いた有あるべき旨こころ、仰おほせにより執達件しつたつくだんの如ごとし
 寛文五年七月十一日
 大和守
 美濃守
 豊後守
 雅樂頭
 推後守
 推樂頭

【40】 条々

〔読み下し文〕

(P8213 神戸金貴家文書 No.8345)

條々

一、僧侶之衣鉢、其の分際ぶんさいに應おじこれを着きすべし、并なびに仏事作法ぶつじさほうの儀式ぎしき、檀那だんなこれを望のぞむむと雖いも、相さう應おうにに輕かろくく仕つかまるまるべき事こと

一、檀方建立由緒之有る寺院住職の儀は、其の檀那に計りたるの条、本寺より相談を遂げ、其の意に任すべき事

一、金銀を以つて後住の契約致すべからざる事

一、在家を借り仏壇を構え利用を求むべからざる事

一、他人は勿論、親類の好之有ると雖も、寺院坊人は、女人之相抱え置くべからず、但し有来妻帯は、各別たるべき事

寛文五年七月十一日

大和守
美濃守
豊後守
雅樂頭